

令和5年第4回高松市議会定例会提出予定議案

1 令和5年度高松市一般会計補正予算（第3号）

現計予算額	172,037,469千円
補正額	1,976,324千円
補正後	174,013,793千円

2 令和5年度高松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	41,387,775千円
補正額	34,870千円
補正後	41,422,645千円

3 令和5年度高松市下水道事業会計補正予算（第1号）

現計予算額	21,043,709千円
補正額	26,953千円
補正後	21,070,662千円

4 高松市市税条例の一部改正について

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法等の一部改正に伴い、新たに導入される森林環境税の徴収方法を定める等のため改正するもの

〔公布の日から施行
(2)はR 6. 1. 1から施行
(3)はR 7. 1. 1から施行〕

(1) 高松市市税条例の一部改正（公布の日施行分）

ア 市民税において、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する課税の特例の適用期限を3年間延長し、「令和6年度まで」から「令和9年度まで」とするもの

イ 市民税において、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の算定で、当該長期譲渡所得に乗ずる割合を軽減する課税の特例の適用期限を3年間延長し、「令和5年度まで」から「令和8年度まで」とするもの

ウ 市民税において、所要の規定整備をするもの

エ 市民税において、引用条項の整備をするもの

オ 固定資産税において、地方税法の一部改正により、長寿命化に資する大規模な修繕工事等を行ったマンションに係る減税措置が創設されたことに伴い、参酌するものとして国が示す割合を踏まえ、固定資産税額の3分の1に相当する額を当該固定資産税額から減額することとするもの

カ 固定資産税において、(1)オの減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定するもの

キ 固定資産税において、引用条項の整備をするもの

ク 軽自動車税において、引用条項の整備をするもの

(2) 高松市市税条例の一部改正（令和6年1月1日施行分）

ア 市民税において、森林環境税の導入に伴い、その賦課徴収は、個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収することとするもの

イ 市民税において、(2)アに伴い、個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額の算定に用いる税目に森林環境税額を加えるもの

ウ 市民税において、森林環境税の導入に伴い、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除することができなかつた金額があるときの当該控除不足額による納付又は納入先に森林環境税額を加えるもの

エ 市民税において、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る個人の所得割額及び均等割額には、森林環境税額を含むこととするもの

オ 市民税において、森林環境税の導入に伴い、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額が変更された場合において過納又は誤納に係る税額のあるときに、当該納税者に未納に係る徴収金のあるときは、これに当該過納又は誤納に係る税額を納付又は納

入することができるものとし、当該未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなすこととするもの

カ 市民税において、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る個人の所得割額及び均等割額には、森林環境税額を含むこととするもの

キ 市民税において、森林環境税の導入に伴い、公的年金等の所得に係る個人の市民税の特別徴収税額に過納又は誤納に係る税額のあるときに、当該特別徴収対象年金所得者に未納に係る徴収金のあるときは、これに当該過納又は誤納に係る税額を納付又は納入することができるものとし、当該未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなすこととするもの

ク 市民税において、所要の規定整備をするもの

ケ 軽自動車税において、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納付すべき額の不足額を徴収する際に、当該不足額に加算する金額の算定において、不足額に乗じる割合を100分の10から100分の35に変更するもの

コ 軽自動車税において、軽自動車税の種別割の賦課徴収について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納付すべき額の不足額を徴収する際に、当該不足額に加算する金額の算定において、不足額に乗じる割合を100分の10から100分の35に変更するもの

(3) 高松市市税条例の一部改正（令和7年1月1日施行分）

ア 市民税において、給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項がその年の前年において提出した申告書の記載事項に異動がないときは、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとして、記載事項を簡素化するもの

イ 市民税において、所要の規定整備をするもの

5 高松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

〔R5. 8. 1から施行〕

高松市立みんなの病院の診療科目を新設し、及びその名称を変更し、並びに高松市立みんなの病院駐車場使用料を見直すため、改正するもの

(1) 診療科目に脳血管外科を新設するもの

(2) 神経内科の名称を脳神経内科に変更するもの

(3) 患者、その付添人その他管理者が病院事業を実施する上で必要があると認める者については、駐車場使用料を無料とするもの

6 高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

放送法の一部改正に伴い、改正するもの

〔公布の日から施行〕

(1) 引用条項の整備をするもの

7 高松市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器

〔公布の日から施行
(1)はR 5. 10. 1から施行〕

具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を見直す等のため、改正するもの

(1) 省令の一部改正に伴い急速充電設備の基準等を見直すもの

ア 急速充電設備の定義において、充電対象の「電気自動車等」には、電気を動力源とする自動車と原動機付自転車に加え、船舶、航空機その他これらに類するものを含むものとし、全出力の上限200キロワットを撤廃するもの

イ 急速充電設備の定義において、コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下同じ。）を用いて充電するものであることを明記するもの

ウ 急速充電設備の定義において、分離型の急速充電設備については充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）も急速充電設備を構成するものとするもの

エ 分離型の急速充電設備の充電ポストにおいて、当該急速充電設備を屋外に設ける場合には、建築物から3メートル以上の距離を保つこととする基準は適用しないこととするもの

オ 分離型の急速充電設備の充電ポストにおいて、筐体を不燃性の金属材料で造ることとする基準は適用しないこととするもの

カ 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けることとするもの

キ 急速充電設備に内蔵する蓄電池のうち主として保安のために設けるものについては、当該内蔵する蓄電池に講ずべき措置は適用しないこととするもの

ク 分離型の急速充電設備にあつては、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととするもの

ケ その他所要の規定整備をするもの

(2) 喫煙等に関する規定を見直すもの

ア 「喫煙所」と表示した標識については、健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設け

る場合には設置しなくてもよいこととするもの

イ 「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号による標識は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととするもの

(3) 所要の規定整備をするもの

8 議決の変更について

令和2年12月21日に議決を経た工事請負契約（香東中学校校舎等改築工事）について、物価水準等の変動により、契約金額が不適当なものとなったとしてなされた受注者からの請求に基づく協議等に伴い、変更するもの

	変更前	変更後
・契約金額	1,716,000,000円	→ 1,801,394,100円

9 議決の変更について

平成31年3月22日に議決を経た工事請負契約（高松第一高等学校改築工事）（令和2年2月20日、令和4年5月18日、令和4年8月23日及び令和5年6月6日、地方自治法第180条第1項の規定による工事請負契約の契約金額の変更に係る専決処分）について、物価水準等の変動により、契約金額が不適当なものとなったとしてなされた受注者からの請求に基づく協議等に伴い、変更するもの

	変更前	変更後
・契約金額	6,819,302,860円	→ 7,285,491,660円

【参考】平成31年3月22日の議決における契約金額6,804,000,000円

10 議決の変更について

平成31年3月22日に議決を経た工事請負契約（高松第一高等学校改築に伴う電気設備工事）（令和3年7月27日及び令和5年6月6日、地方自治法第180条第1項の規定による工事請負契約の契約金額の変更に係る専決処分）について、物価水準等の変動により、契約金額が不適当なものとなったとしてなされた受注者からの請求に基づく協議等に伴い、変更するもの

	変更前	変更後
・契約金額	810,735,400円	→ 837,260,800円

【参考】平成31年3月22日の議決における契約金額794,880,000円

11 議決の変更について

令和元年7月9日に議決を経た工事請負契約（高松第一高等学校改築に伴う機械設備工事）（令和3年7月27日及び令和5年6月6日、地方自治法第180条第1項の規定による工事請負契約の契約金額の変更に係る専決処分）について、物価水準等の変動により、契約金額が不適当なものとなったとしてなされた受注者からの請求に基づく協議等に伴い、変更するもの

	変更前		変更後
・契約金額	628,731,300円	→	641,756,400円
【参考】	令和元年7月9日の議決における契約金額612,360,000円		

12 財産の取得について

災害対応特殊はしご付消防自動車（常備）を購入するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 226,600,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社岩本商会

13 財産の取得について

災害対応特殊消防ポンプ自動車（常備）を購入するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 107,800,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社福島商会

14 路線の認定について

寄附採納に伴い、市道11路線を認定するもの

- ・松島町122号線ほか10路線

15 公有水面埋立てに関する意見について

高松市朝日町五丁目及び朝日町六丁目地先の公有水面をふ頭用地として埋め立てることについて、意見を述べるもの

(報告)

- 1 令和4年度高松市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和4年度高松市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 3 令和4年度高松市病院事業会計予算繰越計算書
- 4 令和4年度高松市下水道事業会計予算繰越計算書